

徳島県公安委員会規則第8号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和8年5月19日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年徳島県条例第23号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第8条の規定に基づき、条例等に定める公安委員会等に係る手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 徳島県公安委員会、徳島県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
 - イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
 - ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
- (3) 電子証明書 申請等をする者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（対象となる申請等及び処分通知等）

第3条 この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等は、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用

に係る電子計算機であって徳島県知事（以下「知事」という。）又は本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会等が定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 公安委員会等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等又は知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の条例等の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書（前2号に規定するものを除く。）

(4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等又は知事が指定する電子証明書

3 公安委員会等は、申請等をする者が、第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者に係る前項第3号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者に係る登記事項証明書であって、当該申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、当該申請等をする者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

4 公安委員会等は、申請等をする者が、第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第1項

の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げるものを当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって知事又は本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

3 公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから公安委員会等が指定する期限までに記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第10条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例等に定める公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。